

事務連絡
平成23年3月11日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課3月11日に東北地方を中心として発生した地震
並びに津波により被災した要介護者等への対応について

1. 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願い致します。
2. 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願い致します。
3. 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱を可能としますので対応をお願いいたします。また、特定施設入居者生活介護についても同様の取扱と致します。
4. 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。
また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。
なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。
5. その他本件に関する疑義照会等については、各課室までご連絡をお願いいたします。
6. なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「緊急応急対策に関する基本方針」が取りまとめられましたので参考に送付いたします。

災害応急対策に関する基本方針

平成23年3月11日

平成23年宮城県沖を震源とする地震

緊急災害対策本部

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消防活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（D M A T）を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めると共に、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの富民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

事務連絡
平成23年3月11日

各 [都道府県
指定都市
中核市] 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局総務課災害救助対策室長補佐
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐
厚生労働省老健局総務課長補佐

高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について

1. 「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受け入れを行って差し支えありませんので、その対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、旅館、ホテル等の避難所としての活用等については、別添のとおり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等に対し、協力依頼（厚生労働省健康局生活衛生課長通知）をしておりますので、併せてご連絡いたします。

2. 社会福祉施設等への支援のため、今後、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設については、広域的調整の下で、他施設から職員の応援派遣を行ってください。また、他都道府県からの派遣等が必要となつた場合には、国において調整を図ることとしておりますので申し出下さい。

別添

(写)

健衛発 0311第1号

平成23年3月11日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体等から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して災害援助法に基づく避難所等として活用し受け入れていただくことの要請があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、利用に関する諸事情について当該都道府県等と十分調整するよう併せて周知願います。

(写)

健衛第0311第1号
平成23年3月11日

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、被災自治体等から貴連合会傘下の公衆浴場に対して被災者及び現地の支援者等の入浴に係る協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、利用に関する諸事情について当該都道府県等と十分調整するよう併せて周知願います。

(写)

健衛発 0311第1号
平成23年3月11日

全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、別添のとおり
全旅連及び全浴連に対し取り急ぎ協力依頼をしたところですが、貴中央会におかれ
ましても、被災地における地域住民への支援について、業の振興を図る観点からも
貴中央会傘下の連合会及び組合に対しご配慮いただきますよう、よろしくお取り計
らい願います。



履児総発0311第1号
社援総発0311第1号
障企発0311第1号
老総発0311第1号
平成23年3月11日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部局 御中

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課



社会・援護局総務課



社会・援護局障害保健福祉部企画課



老健局総務課



東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応 及びこれに伴う特例措置等について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、現在多くの方が避難所等への避難を余儀なくされている状況にありますが、高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者に対しては、福祉サービスの確保に努めて頂くとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、次のとおりです。対応に万全を期すようお願い致します。

1 社会福祉施設等（保育所等の通所施設を含む。）での受け入れ

（1）広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、要介護高齢者や障害者等で福祉サービスを利用する必要がある者があり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設に入所させる等、必要な福祉サービスを提供することが急務である。

このためには、

ア 避難所等に避難している要介護高齢者や障害者等について、福祉サービスが必要な者及びその需要を把握すること。

イ アで把握した福祉サービスの提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービスをどの程度対応できるか調査すること。

ウ さらにイで対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えること。

等が必要である。

また、被災地周辺における施設入所者の需給状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

については、早急に「ア」の調査を行うとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

（2）入所対象者について

ア サービスの提供は、広域的調整体制の下に行うこと。

受け入れる施設においては、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、受け入れ元と同一の施設種別への調整、避難所及び在宅の者の受け入れについては、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

受け入れ期間については、避難生活の長期化が見込まれる場合には、広域的調整体制の下での再調整も必要であり、特に、種別の異なる施設での受け入れの場合は留意されたい。

また、病弱者の場合には、入院等必要な医療の確保に配慮すること。

ウ 多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設については、広域的調整体制の下で、他施設から職員の応援派遣を行うこと。

（3）入所対象外の要援護者について

ア 避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対しては、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を「福祉避難所」とし、これらの者の受け入れを行っても差し支えない。

イ 「社会福祉施設等」又は「介護老人保健施設」で入所対象外の要援護者を受け入れる場合には、施設の空きスペース等を「福祉避難所」として提供すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。
また、ボランティアによる支援も併せて検討すること。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 社会福祉施設等での受け入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等（保育所を含む。以下同じ。）の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費（運営費）支弁

措置等は継続されているものとして、措置費（運営費）は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費（運営費）支弁

① 定員内での受け入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費（運営費）支弁と同様に支弁。

② 定員超過での受け入れ

定員超過した員数に、当該受け入れ施設の措置費（運営費）単価を乗じて支弁。

③ 受け入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁する。

ただし、保育所の場合には、「保育単価」を「25日」で除した額に「その月の入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）」を乗じた額（10円未満切捨）を支弁する。

④ 種別の異なる施設での受け入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 1 (2) ウについて、受け入れ施設が職員派遣元施設に支払うべき派遣経費については、受け入れ施設に対し、措置費の特別基準により支弁することとする。

(エ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

〔現行規定の要約〕

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行って差し支えない。

イ 入所対象外の要援護者について

避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対して、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を災害救助法に基づく「福祉避難所」として提供する場合、都道府県（又は委任を受けた市町村）が認めた以下の経費については、「災害救助法」に基づき、費用支弁する。

(ア) 10人の対象者に1人生活に関する相談等に当たる職員を配置するための経費

(イ) 高齢者・障害者等に配慮した簡易トイレ等の費用

(ウ) 消耗品

(エ) 食品の供与（高齢者等の心身の状況に配慮した食事の提供を含む。）に係る経費等

(2) (1)に掲げる「費用負担に係る特例措置等」により行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱う。

なお、これにより難い場合には、個別協議により対応するものとする。

4 要援護高齢者及び要援護障害者等に係る対応については、「高齢者・障害者等の要援護者の緊急的対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）、「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）及び「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（平成23年3月11日付事務連絡）に留意されたい。

5 なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「災害応急対策に関する基本方針」が取りまとめられたので参考に送付する。

6 本通知は、現段階で考えられる要援護者への対応等について発出するものであり、今後の状況如何によっては、追加、補足等があり得る。

災害応急対策に関する基本方針

平成23年3月11日

平成23年宮城県沖を震源とする地震

緊急災害対策本部

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に全力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消防活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察庁緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（D M A T）を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を尽げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を尽げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、國民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。